

(別紙)

はり・きゅうの施術料金の算定方法

はり・きゅう師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 施 術

(1) 初検料

- ア 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1, 950円
- イ 2術（はり、きゅう併用）の場合 2, 230円

(2) 施術料

- ア 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 1, 610円
- イ 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 1, 770円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 訪問施術料

- 訪問施術料1 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合、1回につき3, 910円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合、1回につき4, 070円

- 訪問施術料2 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合、1回につき2, 760円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合、1回につき2, 920円

訪問施術料3（3人～9人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合、1回につき2, 070円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合、1回につき2, 230円

（10人以上の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合、1回につき1, 760円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合、1回につき1, 920円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼす恐れのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 往 療 2, 300円

(1) 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

(2) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

（４）往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については、往療料は支給できないこと。

（５）往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して１４日以内については、往療料は支給できないこと。

（６）定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往診料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

３ 施術報告書交付料 ４８０円

施術報告書交付料を支給する施術報酬請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

４ 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。なお、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成４年５月２２日付保発第５７号）が改正された場合は、甲は直ちにホームページ（「京都市情報館」）上に公開し、施行日以降の施術に係る請求については、改正後の金額をもとに算定することとする。（施行日：令和６年１０月１日）